

## 発表事項

# 1 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴う支払基金の対応（支払基金定款の一部変更等）

2 事業継続計画（BCP）

3 令和5年度委託金の状況

4 令和4年度診療報酬等債権譲渡・差押等処理状況

5 令和5年3月審査分の審査状況

6 令和5年4月審査分の特別審査委員会審査状況

# 改正法の概要

# (厚生労働省資料に一部追記)

## 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

### 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

※赤字部分が支払基金に関連する事項

### 改正の概要

#### 1. こども・子育て支援の拡充【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- (1) **出産育児一時金の支給額を引き上げる(※)**とともに、**支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組み**とする。  
(※) 42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ(政令)、**出産費用の見える化を行う。**
- (2) 産前産後期間における国民健康保険料(税)を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

#### 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し【健保法、高確法】

- (1) 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- (2) **前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等**を行う。  
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

#### 3. 医療保険制度の基盤強化等【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- (1) 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、**医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等(支払基金・国保連合会の目的や業務に医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等を明記)を行う。**計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- (2) 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化(6年)し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- (3) **経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止**する。

#### 4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- (1) かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- (2) 医療・介護サービスの質の向上を図るため、**医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。**
- (3) 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- (4) 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- (5) 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。  
等

### 施行期日

令和6年4月1日(ただし、3(1)の一部及び4(5)は公布日、4(3)の一部は令和5年8月1日、1(2)は令和6年1月1日、3(1)の一部及び4(1)は令和7年4月1日、4(3)の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4(2)は公布後4年以内に政令で定める日)

# 支払基金に関連する改正事項への対応

## 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）

○令和5年5月19日 公布

### <支払基金に関連する改正事項と支払基金の対応>

- ① 出産育児一時金の引上げと出産費用の見える化→出産育児一時金処理システムの改修  
【前スライド1(1)の事項】  
※法律事項でなく運用で対応
- ② 出産育児支援金等の新設→高齢者システムの改修  
【前スライド1(1)の事項】  
高齢者の医療の確保に関する法律の改正：令和6年4月1日施行（施行時に定款変更を予定）
- ③ 前期高齢者納付金の算定方法の変更→高齢者システムの改修  
【前スライド2(2)の事項】  
高齢者の医療の確保に関する法律の改正：令和6年4月1日施行
- ④ 医療費適正化に資する業務の追加→支払基金定款の一部変更  
【前スライド3(1)の事項】  
社会保険診療報酬支払基金法の改正：令和5年5月19日施行
- ⑤ 退職者医療制度の廃止→関係業務の精算  
【前スライド3(3)の事項】  
国民健康保険法の改正：令和6年4月1日施行（施行時に定款変更を予定）
- ⑥ 介護情報の収集・提供等に係る事業の創設→オン資システムの改修を想定  
【前スライド4(2)の事項】  
介護保険法の改正：公布後4年以内の政令で定める日に施行（施行時に定款変更を予定）

# 支払基金に関連する改正事項への対応

## ① 出産育児一時金の引上げと出産費用の見える化

- 平均的な出産費用を全て賄えるよう出産育児一時金を引上げ（42万円→50万円）  
健康保険法施行令の改正：令和5年4月1日施行（システムの設定変更済）
- 同時に妊婦の方々が適切に医療機関等を選択できるよう出産費用の見える化を進め、「出産育児一時金等代理申請・受取請求書」様式の改定等、出産育児一時金処理システムについて必要な改修を行う。

<出産費用の見える化について>

医療機関等ごとの出産費用の状況のみならず、その医療機関等の特色やサービスの内容なども併せて公表

【対象医療機関】 直接支払制度を行っている医療機関等

【公表事項】 ① 医療機関等の特色（機能や運営体制等）

② 室料差額や無痛分娩の取扱い等のサービス内容

③ 医療機関等における分娩に要する費用及び室料差額、無痛分娩等の内容（価格等）の公表方法

④ 平均入院日数や出産費用、妊婦合計負担額等の平均値に係る情報

・ 直接支払制度の専用請求書の内容に基づき算出

・ 一定期間における平均値であることから、分娩数が少ない医療機関等の公表は任意

※公表項目等の詳細について、有識者により令和5年夏までに検討を行い、医療保険部会に報告の上、令和6年4月を目途に見える化を実施

### ● 出産育児一時金処理システムの改修スケジュール（案）

出産費用の見える化に係るデータ提供を可能とするため、令和5年8月以降、システム改修を行う。



※請求書様式の改定が行われた場合は、13.6ヶ月の開発期間を見込んでおり、その場合、システムリリースは令和6年9月となる。

# 支払基金に関連する改正事項への対応

## ② 出産育児支援金等の新設

【令和6年4月1日の法律施行時に定款変更を予定】

後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み（出産育児支援金）（注）が導入されることに伴う高齢者システムの改修を行う。

※後期高齢者医療広域連合の負担は7%（令和6・7年度の出産育児支援金率。

ただし、法の附則により負担額を1/2とする激変緩和措置あり）

※高齢者医療制度創設前は、出産育児一時金を含め子ども関連の医療費を全ての世代で負担

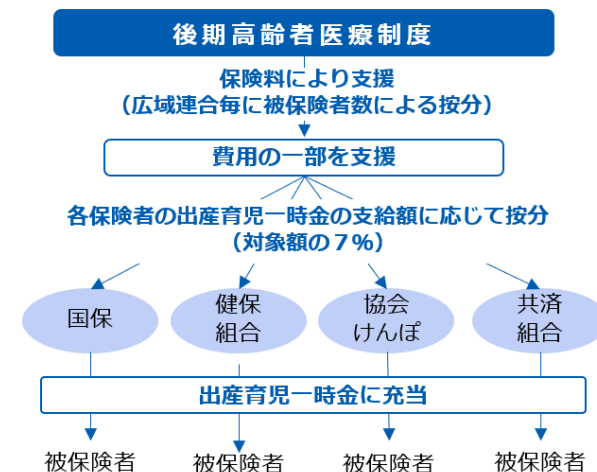
（注）仕組みの詳細

支払基金は、後期高齢者医療広域連合への後期高齢者交付金から出産育児支援金を相殺した額を交付し、保険者からは後期高齢者支援金から出産育児交付金を相殺した額を徴収する。

### ● 高齢者システムの改修スケジュール（案）



### 見直しのイメージ

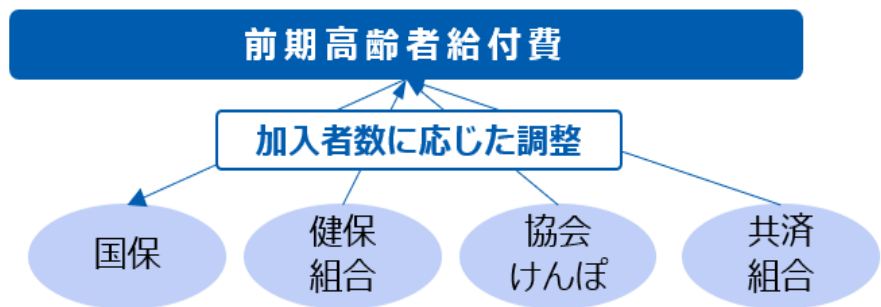


# 支払基金に関連する改正事項への対応

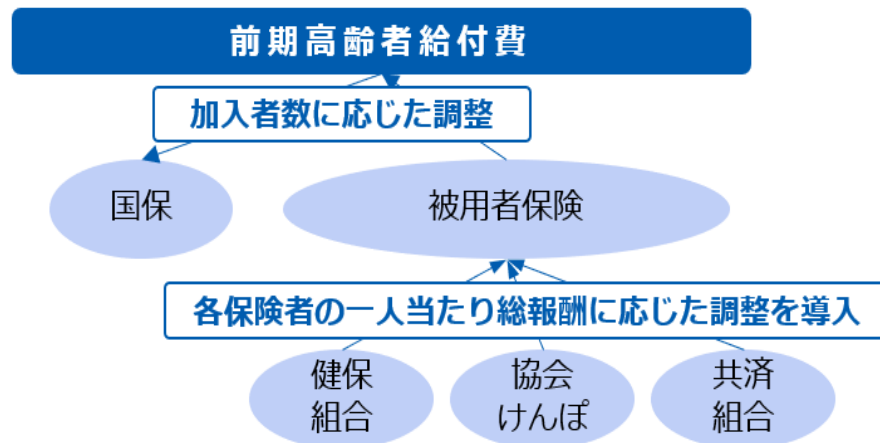
## ③ 前期高齢者納付金の算定方法の変更

前期高齢者給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、このうちの被用者保険分について部分的（導入の範囲は1 / 3）に「報酬水準に応じた調整」（報酬調整）が導入されることに伴い、納付金の算出方法が変更となることから、高齢者システムの改修を行う。

<見直し前>



<見直し後>



### ● 高齢者システムの改修スケジュール（案）

	R5.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月
日程	★ 5/12契約	要件定義	設計	製造			テスト				★ 2月末リリース

# 支払基金に関連する改正事項と改正法に伴う定款の一部変更

## ④医療費適正化に資する業務の追加

医療費適正化計画については、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入することとされた。

これらの取組に資するよう、国保連合会及び支払基金の目的・業務等に「医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等」が法律上、明記された。

これに伴い、レセプト分析を通じた医療費適正化のエビデンスの収集等に関して、必要な協力を行う。

## 社会保険診療報酬支払基金法改正に伴う定款の一部変更

- 基金法改正の該当箇所：第1条（目的）、第1条の2（基本理念）、第15条（業務）  
⇒これに伴い、支払基金定款においても、同様の変更を行う。

### ●支払基金定款の変更箇所

条 文	内 容
第1条（目的）	目的規定に、「国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する」に加えて「医療費適正化に資する」診療報酬請求書等に関する情報分析等に係る業務を追加 ※改正支払基金法第1条と同様の文言を追加
第1条の2（基本理念）	基金の基本理念に医療費適正化の推進を追加 ※改正支払基金法第1条の2と同様の文言を追加
第27条（業務）	第1項第8号中、「国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する」に加えて「医療費適正化に資する」診療報酬請求書等に関する情報分析等に係る業務を追加 ※改正支払基金法第15条第1項第8号と同様の文言を追加

# (参考) 社会保険診療報酬支払基金法改正に係る新旧条文

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）（第七条関係）  
【公布日施行】

（傍線部分は変更部分）

改正後	現行
<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、都道府県及び市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者」という。）が、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）の規定に基づいて行う療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下「診療担当者」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の迅速適正な支払を行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、保険者の委託を受けて保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を行うこと並びに国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療に要する費用の適正化（次条及び第十五条第一項第八号において「医療費適正化」という。）に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用を促進に関する事務を行うことを目的とする。</p> <p>第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 診療報酬請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用を促進に関する事務を行うこと。</p> <p>九・十（略）</p>	<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、都道府県及び市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者」という。）が、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）の規定に基づいて行う療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下「診療担当者」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の迅速適正な支払を行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、保険者の委託を受けて保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を行うこと並びに国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用を促進に関する事務を行うことを目的とする。</p> <p>第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 診療報酬請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用を促進に関する事務を行うこと。</p> <p>九・十（略）</p>



# 支払基金に関連する改正事項への対応

## ⑤退職者医療制度の廃止 【令和6年4月1日の法律施行時に定款変更を予定】

退職者医療制度の対象者の減少や保険者等の負担を踏まえ、令和6年4月に制度を廃止する。

退職者医療制度の廃止に伴い、支払基金の業務は、令和6年度に令和4年度の概算療養給付費等拠出金及び療養給付費等交付金を確定及び精算し終了となる。

退職者医療特別会計の権利や義務は、令和7年4月1日に前期高齢者特別会計に承継する。

## ⑥介護情報の収集・提供等に係る事業の創設 【法律施行時（時期未定）に定款変更を予定】

被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を地域支援事業と位置付け、市町村は当該事業を医療保険者等と共同して支払基金・国保連合会に委託することができることとされた。

※共有する情報の具体的な範囲や共有先、情報連携基盤については厚生労働省において検討中。

※支払基金と国保中央会が共同運営するオンライン資格確認等システムにより、介護保険の資格情報を管理することが想定されている。

